

*当院では「かかりつけ医」として、次のような取り組みを行っています。初診時に機能強化加算を算定しております

①他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。

②必要に応じた専門医又は専門医療機関への紹介を行います。

③健康診断の結果等の健康管理に係る相談を行っています。

④保健・福祉サービスに関する相談を行っています。

⑤診療時間外、夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

*厚生労働省や都道府県のホームページにあります「医療機能情報提供制度」でかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索出来ます。

所長 河村 浩一